

商品概要説明書

普通貯金無利息型（決済用）

（2022年11月29日現在適用中）

1. 商品名	・普通貯金無利息型（決済用）
2. ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しできます。
6. 利息	・無利息となります。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・ <u>2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> ・ <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u>
8. 付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率） ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・普通貯金無利息型（決済用）から普通貯金に切り替えることはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 貯金保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
11. その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。